

令和7年（オ）第559号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告事件

令和7年（受）第728号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告受理事件

上告人兼申立人 上告人番号1（こうすけ）、上告人番号2（まさひろ）ほか4名

被上告人兼相手方 国

意見書（1）

2026（令和8）年5月8日

最高裁判所 大法廷 御中

上告人兼申立人ら訴訟代理人

弁護士 安孫子健輔

石田光史

岩橋愛佳

太田信人

久保井摂

後藤富和

武寛兼

徳原聖雨

永里佐和子

塙愛恵

藤木美才

吉野大輔

石井謙一

井上敦史

緒方枝里

太田千遥

郷田真樹

鈴木朋絵

寺井研一郎

富永悠太

仲地彩子

藤井祥子

森あい

渡邊陽

第1 はじめに

上告人らは、上告理由書第1の2において、同種事件の他の下級審裁判所の判断を整理していたところ、上告理由書提出後に、以下のとおり、同種事件の他の下級審裁判所が追加された。

- ・名古屋高判令和7年3月7日（以下「名古屋高判」という。）
- ・大阪高判令和7年3月25日（以下「大阪高判」という。）
- ・東京高判令和7年11月28日（以下「第2次東京高判」という。）

上告人らは、上告理由書及び上告受理申立書において、上告人らの主張を論じ尽くしているところではあった。しかしながら、第2次東京高判は、本件諸規定について、憲法24条1項、憲法14条又は憲法24条2項のいずれにも違反しない旨判示した。

第2次東京高判は、本事案の把握の仕方が、他の下級審判決（特に他の高裁判決）と大きく異なっており、極めて特殊な判決であった。

本事件の上告人らは、上告人らが上告理由書等を通じて主張してきた内容に鑑みて、第2次東京高判には見過ごすことができない重大な問題があると考えます。

そのため、第2次東京高判における多数の個別問題点等については、同事件の上告理由書等が詳細の反論していることから、それらの書面に譲るが、以下では、第2次東京高判の本質的な問題点を指摘しながら、最高裁判所が本事件を判断する上で必ず留意しなければならない点について、要点だけに絞って指摘しておく。

第2 本件が同性カップルの人格の尊厳を侵害する問題であること

上告人らは、本件における最大の問題点は、同性カップルの人格の尊厳を侵害する点にあると考えている。この点については、繰り返し論じてきたため、詳細はこれまでの主張書面等（原告ら第13準備書面第3の3（3

7頁～43頁）、上告理由書第3の2（10頁～15頁）等）に譲る。

この点、同種事件の他の多くの下級審判例は、細部に違いはあるとしても、本件の問題を同性カップルの「尊厳」に関わる事案類型と捉えている。しかしながら、第2次東京高判は、その判示内容から、本件の事案について、同性カップルの「尊厳」に関わる事案類型と捉えていることが伺えない。少なくとも、他の下級審裁判所の判決と比較すると、同性カップルの「尊厳」を侵害しうる事案であることへの認識が希薄と言わざるを得ない。

したがって、上告人らとして繰り返し述べてきたところではあるが、改めて強調しておきたい点は、同性カップルの人格の尊厳が侵害されていることは、本件諸規定の違憲性等を検討する上で、判断の基底に置かれなければならないということである。

第3 同性カップルの制約されている法的利益が憲法上重要な権利・利益であること

上告人らは、同性カップルが享受しなければならない権利・法的利益について、同性カップルの婚姻を含む婚姻の自由（特に、婚姻するかどうか意思決定する自由及び婚姻のパートナーを選択する自由）と捉えた上で、同自由が、憲法13条又は憲法24条1項で保障され则认为（参照：原告ら第13準備書面、上告理由書第4等）。

この点、上告理由書第4の2（3）（26頁～31頁）で主張したとおり、上告人らは、原判決が、同性カップルの婚姻の自由等を含む法的利益について、「尊重」されんとするだけでなく、憲法上の権利として「保障」されることを評価し、他方で、原判決を除く同種事案の多くの判決が、同性カップルが享受されなければならない何かしらの法的利益を認めはするが、その法的利益を「尊重」するだけで、憲法上の権利として「保障」しなかった点を批判した。

しかしながら、第2次東京高判は、多くの同種事案の判決と異なり、同性カップルが享受しなければならない利益について、以下のとおり、憲法上「尊重」すらせずに、法的権利・利益とさえ考えていない。第2次東京高判の判決が、上告人らが想定していた内容を想像以上に下回ったことから、第2次東京高判の事案の捉え方が極めて不合理であることを念の為に指摘せざるを得なくなった。

第2次東京高判は、同性カップルの結合関係を、「今日では、異性の者同士に加え、同性の者同士が、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む人的結合関係は、一つの家族の姿として社会的承認を受けていると認められる。このような同性の者同士の結合関係は、いわば『同性の者同士の事実婚』とでも呼ぶべき性質のものである（以下、この結合関係をそのようにいう。）。」（48頁）と位置付けた。要するに、同判決は、「同性同士の事実婚」という社会的事実レベルの利益に固執して、同性カップルの結合関係に対し具体的な法的権利・利益性を認めていない。なお、上告人らは、今更いうまでもないことではあるが、社会的承認ではなく、法的承認を求めているのであり、法的承認がないことが極めて問題であると考えているところ、同判決からは、同性カップルを法的に承認しないという強い意志さえ感じる。

また、「同性同士の事実婚」から生じる社会的事実レベルの利益の意味も、不明確である。第2次東京高判は、「同性同士の事実婚」から生じる社会的事実レベルの利益について、「婚姻に関連する法制度の中には事実婚を法律婚と同様に扱う明文規定があるものも相当数存在し、このような規定は、当該規定の趣旨等と当事者間に形成された人的結合関係に即して、同性の者同士の事実婚に適用される場合がある（令和6年最高裁判決）。また、我が国の判例は、明文規定がなくても、個別の事案について、事実婚を法律婚と同様に保護してきたが、この保護も、今日では、同性の者

同士の事実婚の場合にも、その趣旨が妥当するものは多いように思われる。」と判示する。かかる「同性同士の事実婚」の利益に関する判示内容（「場合がある。」、「思われる。」）に鑑みても、同性カップルには、（婚姻を望む意思があるかどうかはひとまずおいておくとしても、）異性カップルであれば当然に認められる法的利益でさえ、全面的に認められるかどうかは不確定と言わざるを得ない。

したがって、第2次東京高判は、同性カップルが享受されるべき法的利益は、議会により法制度が制定されない限り、認められないものと考えている。

第2次東京高判は、上告人らの主張に鑑みて不合理というだけでなく、他の下級審判決に鑑みても、同性カップルが享受されるべき権利・利益を法的利益として承認さえしない点で、同性カップルが享受されるべき権利・利益について、その意味を過小評価しすぎている点で、極めて不合理である。

第4 本件諸規定が性的指向による区別であることが深刻な問題であること

東京第2次高判は、本件諸規定がいかなる区別取り扱いをしているかについて、「本件区別取扱いは、両性のいずれであれ同性の者同士は法律婚制度を利用できないというものであるから、憲法24条2項に明記された両性の本質的平等に反するとはいえないが、法律婚制度を利用することを希望する控訴人らにとって、その利用に係る相手方について、憲法14条1項に明記された性別が異なることを理由とする法的取扱いの区別である。」と判示した。要するに、東京第2次高判は、本件事案について、本件諸規定が「相手方」の「性別」による区別のみをしていると捉えている。

しかしながら、東京第2次高判の上記判示部分は、以下述べる通り、同種事案の判決と大きく異なった事案の把握方法であり、その内容において

も本件事案の問題の核心を捉えきれておらず、不合理である。

本件規定は、同性愛者と異性愛者とを「性別」のみならず、上告人らが繰り返し主張してきたとおり、「性的指向」に基づいて別異取扱いをしている。そして、「性的指向」は、「自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄」である。

本件の事案類型は、本件諸規定が、同性カップルにとって、「性的指向」という「自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄」により、「婚姻」という重要な法的利益が直接制約するというものである。そして、本件の問題の核心は、婚姻をする主体の属性である「性的指向」の問題であり、その属性が「自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄」であり、かかる理由で、婚姻ができないということが、人格の尊厳を侵害することである。

本事案の上記把握は、近年の14条に関する判例群（国籍法大法廷違憲判決、非嫡出子相続分規定違憲決定、再婚禁止期間制度訴訟大法廷判決、旧警備業法大法廷違憲判決など）の判断枠組みに沿うものである。実際に、同種事案の他の下級審判決は、近年の14条に関する判例群を意識した判断枠組みに基づいて、本件諸規定の合理性を検討している。同種事案の他の下級審判決と比較すると、東京第2次高判は、あえて、近年の14条に関する判例群の事案類型との類似する点等について、あえて検討・吟味していないとさえ思われる。

したがって、東京第2次高判の上記判示部分は、その内容においても本件事案の問題の核心を捉えきれておらず、また、同種事案の判決と大きく異なった事案の把握方法であり、極めて不合理である。

最高裁判所においては、本件諸規定が、同性カップルにとって、「性的指向」という「自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄」により、「婚姻」という重要な法的利益が直接制約しているという本件事

案の問題の核心を踏まえて、本件諸規定の合理性を判断すべきである。

第5 社会の変化を不断に検討、吟味しなければならないこと

上告人らが上告理由書第3の3（15頁、16頁）等で繰り返し主張してきたところであるが、婚姻を含む家族制度及び性別に関する規定の憲法適合性については、個人の尊厳や法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない（参照：最高裁判所大法廷平成25年9月4日決定、最高裁第二小法廷平成31年1月23日決定、最高裁大法廷令和5年10月25日決定）。

「婚姻」、「家族」及び「性別」などの概念は、社会の変化に影響があると思われる法的概念である。確かに、これらの概念は、憲法上一義的に確定できる概念とは言い難い。しかしながら、憲法が根本規範であること、これらの法的概念に規範的意味を見出すためには、統治機構が人権を守るための制度である以上、法の原理機関である司法において、憲法の根本規範である「個人の尊厳」や「法の下での平等」の観点から、不断に検討・吟味されなければならない、それが司法の重要な役割である。

しかしながら、第2次東京高判は、憲法や民法の制定時点の事情を過大評価しており、その後の社会の変化を不断に検討・吟味しているとは到底言い難い。少なくとも同種事案の他の下級審判決（特に他の高裁判決）と比較した場合、社会の変化を不断に検討・吟味していないことは明らかである。

婚姻、家族及びセクシュアリティ等の問題については、社会が急速に変化している。そのため、最高裁判所は、法原理機関として、憲法の根本規範である個人の尊厳や法の下での平等の観点から、本件諸規定の合理性を不断に検討・吟味しなければならない。そして、法の原理機関としてその役割が求められている。

以 上